

大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)(案)に係る意見募集の実施結果

(実施期間：平成21年2月10日～2月27日)

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を近畿地方環境事務所及び大台ヶ原自然再生のホームページに掲載
- ・記者発表
- ・近畿地方環境事務所における資料の配付

(2) 意見提出期間

平成21年2月10日(火)～2月27日(金)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

近畿地方環境事務所

2. 意見募集の結果(環境省に提出された意見の合計)

意見提出数 2通

整理した意見数 30件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

「大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)(案)」に係る意見の概要及び対応方針について
(実施期間：平成21年2月10日～2月27日)

該当箇所	意見要旨	対応方針
1 森林の現状について	<p>本案では、「ニホンジカの採食等により(略)西大台の下層植生の特徴であつたスズタケが減少する等(27ページ)」と記述されているが、スズタケ衰退の原因を「ニホンジカの採食」と「明確」にしたのか。その科学的根拠を示されたい。</p> <p>また、スズタケの枯死の原因としてタケ類天狗巣病罹患の疑いを提起しているが、調査結果が掲載されているは何故か。</p>	<p>西大台のスズタケの衰退原因については、ニホンジカの採食のみが原因とは断定できておりません。しかし、西大台に設置した防鹿柵内外で行っている植生調査では、スズタケの被度は、防鹿柵外では大きくなっています(36ページ)。また、ニホンジカの採食の影響を排除した防鹿柵内では図3-1-6)。「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」ことや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等スズタケ以外の下層植生も回復していることから、スズタケを含む下層植生に対するニホンジカによる採食の影響は植生回復の阻害要因の一つとして無視できないものと考えています。</p> <p>なお、テングス病に関する調査結果については、平成20年度に実施した緊急対策地区メッシュ調査の中で行つたため、その結果を計画書本文には記載できませんでしたが、その後調査結果を取りまとめて御指摘を踏まえ本文にその概要を記載するとともに、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)の付録へ調査結果を掲載することとします。</p>
2 森林の現状について	<p>「平成15(2003)年の樹高階分布」(28ページ図3-1-3)は「ニホンジカの採食等により(略)低木層が欠落している」としているが、下層植生が少ない現象を直ちにシカの採食のせいにするのは非科学的ではないか。ブナ林の乾燥と温度上昇、温暖化、酸性降下物の影響等検討されたのか。</p>	<p>御指摘の図については、樹高3m以下の林冠構成種の後継樹やオオカメノキ等低木種を含む低木層が欠落していることを示していますが、ニホンジカの採食等による影響を排除した防鹿柵内では、「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」ことや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等スズタケ以外の下層植生も回復していることから、スズタケを含む下層植生による採食の影響は無視できないものと考えています。</p> <p>また、ブナ林の乾燥と温度上昇、温暖化、酸性降下物の影響等はそれぞれ懸念されますが、これらは低木層の欠落の要因とは考えにくく、前述のとおりニホンジカによる採食であると考える方が自然です。御指摘いただいたブナ林の乾燥等は、森林全体に影響を与える可能性があり、土壤水分や植物の生育状況等に關ります。</p>

該当箇所	意見要旨	対応方針
3 防鹿柵について	<p>防鹿柵の効果について、柵内の食痕・剥皮の有無等による評価のみではなく、人為的な柵を作ることが自然再生に役立つかの評価をすべきである。年度経過による植生の変化は柵の内外で変わつておらず、柵の必要性は弱い。</p> <p>利用調整地区に指定して価値と必要性を認めている西大台で、必要性の無い防鹿柵を作り置く理由が分からぬ。西大台の防鹿柵は撤去し、鹿のGPSデータのような植生の推移の詳細なデータ収集を立案すべきである。</p>	<p>御指導につきましては、「自然再生とは、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻すことを通じ、生態系の健全性を回復することを目的としたもの」であり(70ページ)、現在、防鹿柵内ではイトスゲやサザンカの回復が見られる(36ページ、図3-1-6)ほか、「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」ことや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等、減少した下層植生の回復が認められており、防鹿柵はニホンジカの採食による「ミヤコザサの繁茂」や「ノウサギ、ネズミ類等による実生の採食」等の課題(37ページ)はあります。防鹿柵設置は自然再生を進める上で有効な手段であると考えられます。防鹿柵設置に伴う課題への対処方法も含め、今後も「大台ヶ原を特徴づける」「緊急に保全が必要となる箇所の抽出を行い」(74ページ)、防鹿柵による区域保護対策を進めると考えています。</p> <p>また、ニホンジカの移動状況や植生の推移に係る詳細なデータの収集・把握に努めています。</p>
4 防鹿柵について	<p>西大台の大規模な防鹿柵は利用調整地区の理念に反する。歴史的にも意味のある七ヶ池にN0.25を設置して利用者を排除したことには間違いである。早急に撤去すべきである。</p>	<p>西大台利用調整地区は、利用者の入込数を調整することにより自然環境への負荷を低減することを目的として、自然再生に必要な手法として導入されたものです。御指摘の七ヶ池に設置した防鹿柵は、下層植生や後継樹保護を目的に設置しており、下層植生の回復等の効果が着実に見られるています。防鹿柵の設置により当該地における自然環境保護を行ふことは「一定のルールとコントロールの下で適正な公園利用を行う自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として継続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承する。」という利用調整地区の理念にも相反しないものと考えています(吉野熊野国立公園公園計画書(公園計画の一部改正平成18年12月26日、環境省告示第155号)。</p> <p>また、現在は七ヶ池には歩道は設置されておらず、利用者の立入りは想定していません。</p> <p>なお、防鹿柵については、自然再生の目標が達成された際には撤去する方針です(83ページ)。</p>

該当箇所	意見要旨	対応方針
5 防鹿柵について	西大台のニホンジカ生息密度が平均6.7頭／km ² にすぎない場所において、何故広大な防鹿柵が必要なのか、パッチディフェンスで充分ではないのか。	御指摘につきましては、現在、西大台では防鹿柵により区域保護対策を進めていますが、ニホンジカの採食の影響を排除した防鹿柵内では「かたかって生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」と「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等、「ニホンジカの植生の回復が確認されています。このように防鹿柵の設置は、ニホンジカの採食による植生の回復の阻害を防ぐ効果が実証されており、「大台ヶ原を特徴づける」「緊急に保全が必要となる箇所」(74ページ)等、植物の多様性保全の面での区域保護対策として必要であると考えています。 また、小規模防鹿柵(パッチディフェンス)は、大径木の倒木や倒木による根返りにより発生した林床のギャップ地において、実生の採食を防ぎ更新を促進するため、「森林更新の場の保護」(74ページ)の有効な手段と考えます。ただし面的な対策が必要な場所には従来の防鹿柵の設置が有効であるので、双方の特徴を活かしながら、より効果が高くなるよう進めしていくことが重要であると考えます。
6 防鹿柵について	防鹿柵の工事費について2006年以降の公表がされていないので教示願いたい。	御指摘の防鹿柵の工事費につきましては、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)の付録として収録することとします。 なお、大台ヶ原で採用している防鹿柵についてはその仕様等も含め情報発信に努めます。
7 植生保全対策について	不確実で、不可知で非常性の自然を相手に対症療法でない長期政策を行う場合、政策の挫折、硬直化にどう対応するのか。	御指摘につきましては、「森林生態系の再生には長い年月を要することに留意し、長期的な視点のもとに一つ一つ段階を踏みながら、取組を進め、大台ヶ原においては100年単位の視点のもと、具体的な方針・目標を設定し取組を進める」と、「取組による効果についてはモニタリングによる科学的検証を行い必要な検証を加えつつ順応的に進める」ことを記載しています(70ページ)。

該当箇所	意見要旨	対応方針
8 実証実験(地表処理)について	地表処理に関する実験の中で実施している表層土除去は、水による土壤流失が植生の生育を阻むといったマイナス面があり、この実験は大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)から外すべきである。	地表処理につきましては、「樹木の実生の発芽、定着環境を明らかにするため」(40ページ)の実証実験として、ササ刈り区、地搔き区、表層土除去区を設定して行つていいものですが、それらの調査区は2m×2mの小面積で実施してあります。森林に対する影響はほとんどありません。また、「実施後4年しか経過していないこと、小動物による種子の持ち去り等の要因が実生の定着・成長に与える影響が明らかとなつてないことは至つてならない」状況です(41ページ)。このため、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)においても、引き続き必要な実証実験を行い、適切に評価を行う必要があると考えています。 なお、取組の詳細について定めることは「逐次大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会の意見を聞いて定めること」としています(74ページ)。
9 実証実験(地表処理)について	当面の手法において、根が残る「ササ刈り」によってミヤコザサの繁茂を抑制することは可能だと考えるとが現実的に可能だと考えます。	ミヤコザサの繁茂の抑制につきましては、ササ刈り等の地表処理を用いた実証実験において実験中であり、現時点では評価はできていません。今後もササ刈り等の地表処理を含め検討を進めます(74ページ)。 取組の詳細については「逐次大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会の意見を聞いて定め」ます(74ページ)。
10 実証実験(地表処理)について	防鹿柵内において、ミヤコザサが繁茂し実生の発芽、生育を阻害することは当然予想できた小動物の影響を含め改善する具体的な対策はあるのか。	防鹿柵内におけるミヤコザサの繁茂による実生の発芽と生育の阻害、小動物の採食の影響については、大台ヶ原自然再生推進計画(第1期)で明らかとなつた課題として整理しました(48ページ)。今後は、「林床にミヤコザサが生育する場所における、ササ刈り等の地表処理を含むミヤコザサの繁茂を抑制する取組を実施する」とともに、ノウサギやネズミによる採食から実生を保護する箇所においては、小動物による採食から実生を保護する実施するための検討が必要だと考えています(74ページ)。 取組の詳細については「逐次大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会の意見を聞いて定め」ます(74ページ)。

該当箇所		意見要旨	対応方針
11	ニホンジカ個体群の保護管理について	<p>ニホンジカの行動範囲が大台ヶ原の周辺にまで広がっていることが明らかな現状(54ページ)で、保護管理計画(77ページ)は、周辺地域関係機関と取組み連携を図るとあるものの、基本方針や取組内容をみると大台ヶ原の中だけで生息密度を下げる事が優先順位があり、保護管理計画(77ページ)の項目の順序を変えるべき。</p>	<p>第3章2.(3)③「ニホンジカ個体群保護管理に係る課題」(57ページ)において、ニホンジカの冬期移動先等の周辺地域も含めた広域的な生息環境保全の重要性が指摘されれたたがいに取り組むための検討等、連携を強化することを課題として記載しています(57ページ)。</p> <p>大台ヶ原の自然植生への影響を早期に低減させる必要があるため、ニホンジカの個体数の調整を行うこととしているものですが、個体数調整のみを優先的に行うのではなく、個体数調整、植生保全対策、生息環境の整備に関する対策を総合的に講じることで、短期目標の達成に向けた取組を進めていきます。</p>
12	ニホンジカ個体群の保護管理について	<p>植生の状態もニホンジカの密度も異なる西大台と東大台を一括りにして「植生に過剰な影響を与える」と断じるのは恣意的ではないか(77ページ)。</p>	<p>「GPS首輪装着個体の移動状況」(54ページ)の結果から、ニホンジカは東大台地区と西大台地区の間で移動していることが示されています。また、大台ヶ原におけるニホンジカ個体群は東大台と西大台で独立の地域個体群ではなく同一の地域個体群であることは確認されています。このため、緊急対策地区(東大台及び西大台)全体でニホンジカ個体群の防鹿柵の設置に当たっては、適地を検討の上、防鹿柵設置によるニホンジカの行動への影響を考慮しつつ地域特性を踏まえて設置を進めることとしています。</p> <p>また、この考え方については第4章1.「自然環境の特性や人と開わりを踏まえた総合的な取組の実施」(70ページ)において、「東大台地区、西大台地区それぞれの植生等の自然環境や利用の特性和自然の復元力を踏まえ、その特徴に応じて総合的な取組を実施することにより、自律的に存続する健全な生態系の再生をめざす。」と記載しており、西大台と東大台を一括りにするのではなく、それぞれの特性を踏まえて対策を進めていきます。</p>

該当箇所	シカの剥死に 關係する について	意見要旨	対応方針
13	植生タイプ別のポテンシャル調査によれば、西大台の生存木の60～80%はニホンジカによる剥皮の影響を受けている。健全な森林でも寿命、病気、落雷等によつて15%程度は枯死すると言われていることからすると、シカによる枯死率はどの程度である。シカの剥皮による枯死と科学的に証明するその基本的な手法が不確かである。	<p>西大台の生存木の多くは、ニホンジカによる剥皮のみでなく、幾つかの複合的な要因が発生し、継続していることによると考えられます(26ページ)が、保護管理第1期計画策定時の剥皮と枯死木の発生状況調査では、枯死木の70%に剥皮が見られております。また、「ニホンジカによる剥皮は材の腐朽を引き起こし、樹幹や根張りへの剥皮はそれぞれ幹折れや根返り風倒が起ること、樹冠を構成する主要樹種であるトウヒおよびウラジロモミは環状剥皮を受けると枯死する(Akashi and Nakashizuka(1999), Yokoyama et al. (2001)」ことが報告される等、ニホンジカの剥皮による影響は少なくないと見えます。</p>	<p>西大台の生存木の多くは、ブナ、ミズナラなどの広葉樹であり、これらはシカによる剥皮を受けにくくとされています。ただし、広葉樹であってもシカの採食の影響を受ける2m以下の稚樹や根際の萌芽等はシカによる食害を受けており、後継樹に与える影響も懸念されます。こうした状況を踏まえ、防鹿柵等による植生保全対策を進めています。</p> <p>当該メッシュは西大台地区と東大台地区の境界に位置しますが、西大台地区の占める面積が大きいことから、西大台に区分しているものです。各地区の平均的な生息密度を示すために地区を便宜的に分けていますが、「GPS首輪装着個体の移動状況(54ページ)」の結果から、ニホンジカは東大台地区と西大台地区の間で移動していることが示されています。このため、大台ヶ原におけるニホンジカ個体群は東大台と西大台で独立の地域個体群ではなく同一の地域個体群であることが分かっています。このため、保護管理の目標(10頭/km²)は緊急対策地区(東大台及び西大台)全体の密度としています。</p>
14	個体数調査について		

該当箇所	意見要旨	対応方針
15 個体数調査について	メッシュア、山を除けば西大台地区の平均密度は6.6頭/km ² となり、目標生息密度の10頭/km ² をクリアしている。それにもかかわらず捕殺する理由は何か。西大台でのライフカルによるニホンジカの捕殺について反対してきましたが、広大な防鹿柵が設置され、個体数調整も実行されたところを図ることに尽力すべきである。	現在、ニホンジカの個体数調整は東大台地区のみで実施しております。なお、個体数調整の具体的な実施場所については、年度ごとに決定することとなります。計画の実施結果等をモニタリングにより検証し、次年度の実施内容に反映させる等「順応的管理」手法を取り入れて対応していくこととしています(77ページ)。
16 生息環境の整備について	ニホンジカの供給源である三重県側のニホンジカの生態を分析し、対策を探るべきである。ニホンジカが雪解けを待つて山上台地に戻ってくるルートが分かつてきたのだから、その帰路を遮断すれば効果的であり、ニホンジカを捕獲する必要もない。行政機関の連携を環境省がイニシアチブをとつて早急に対策を見いだすべきである。	森林保全やニホンジカの冬期の移動先等、計画区域外の環境保全の重要性も指摘されています。そこで、関係行政機関と連携して平成19年度に「大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議」を開催し、各主体が実施しているニホンジカの保護管理について情報を共有を始めました(56ページ)。今後もニホンジカ個体群と森林との関係を含め、より広域的な視点で保護管理に取り組むことを検討を行うなど、連携を強化していきたいと考えています(78ページ)。
17 より良好な森林地域の保全の強化について	西大台利用調整地区の指定・運用について、地域協力が大きかったという、地域の評価も記載すべきである。	地域の協力につきましては、「利用調整地区の運用の実現は、周辺地域住民等の理解と協力のもと密接に連携し、計画を推進できることが成功の要因である」ことを記載しています(67ページ)。
18 キャンプ指定地の設置について	質の高い自然体験をするためにキャンプを可能にすることは大変良い対処と評価する。注意すべきは、山麓等に作られているオートキャンプ場のように至れり尽くせりのキャンプ地にならないようを作ることである。計画(79ページ)の中にその旨が伝わる内容を明記すべきである。	キャンプ指定地につきましては、「利用者の意向を把握する」と、また、「キャンプ指定地として適切な候補地を検討し、選定する」ことを記載しています(79ページ)。なお、取組の詳細については「逐次大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会の意見を聞いて定め」ます(74ページ)。
19 適正利用に係る交通量の調整について	マイカー規制について、情報公開による官民一体の共同作業によって実現しなければならない。	マイカー規制を含む新しい利用の在り方推進につきましては、基本方針として、「周辺地域住民等との関係者全体での十分な合意形成を図りながら、大台ヶ原における利用の「量」の適正化と「質」の改善を図る」ことを記載しています(78ページ)。

該当箇所	意見要旨	対応方針
20 上り質の高い自然体験学習の提供	利用者の質の向上のためにも、知識、実技を併せ持った認定ガイド制度の確立が望まれる。	ガイド制度につきましては、「西大台地区におけるガイド制度に向けた検討や、エコツアーや、エコツアーワークショップ等による、より質の高い自然体験学習を提供するための検討を行う」ことを記載しています。(78ページ)。
21 東大台周回線歩道整備について	第2期計画の短期計画において、歩道にきめ細かな補修を行うとともに、空中回廊を撤去して空石積み歩道に切り替えるべきである。	なお、取組の詳細については「逐次大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の意見を聞いて定め」ます(74ページ)。
22 「マイカー規制の実施＆ペーク＆シャトルバスライド」について	第1期では実施に向けた具体的な協議・調整は出来なかつたと、途中段階であることを報告している(66ページ)。時間をする課題だけに途中段階は致し方ないとして、問題は地域経済の振興に果たす効果の検討を上げていることである。この取組は入り込みの量と質を改善するために振興を考えるには本末転倒である。実現化するためにも短期計画(78ページ)の中に、社会実験の実施時期を明記すべきである。	歩道につきましては、「モニタリングにより、整備が必要と判断された場合は、適宜整備を実施すること」を記載しています(79ページ)。
23 多様な主体の参画の在り方について	未知の多い自然を相手に取り組む活動は無意味になることが多い。そのリスクを少なくするために、多くの意見を集めることが必要である。有効的な推進ができるよう意見にしつかり耳を傾ける参画の場にしてもらいたい。課題の中にそのような課題がある旨も織り込み、計画(80ページ)の中に改善を明記すべきである。	御指摘につきましては、「関係者間の連携」(70ページ)において、「地元関係行政機関、地域住民、自然保護団体、一般利用者等の間で情報共有することにより、関係者間の円滑な合意形成を図り、計画の着実な遂行を目指す」ことを記載しています。
		また、第7章「実施体制等」(81ページ)において、「取組に当たっては、関係者や地元自治体等関係機関と十分な調整を行ながち、役割分担、多様な主体の参画等についても検討を進めることを記載しています。

該当箇所	意見要旨	対応方針
24 入山禁止について	大台ヶ原を5年間入山禁止にして学術調査を行うべきである。	<p>御指摘につきましては、大台ヶ原は吉野熊野国立公園の一部ですが、国立公園は、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的」としていきます（自然公園法第1条）。それをお踏みに、利用との両立を図り、「「ワイルドユースの山」」の実現を目指すことを記載しています。（71ページ）。</p> <p>そこで、大台ヶ原では、「質の高い森林生態系の再生を進めるとともに、利用との調整を図り」、「より良好な森林地域の保全の強化と質の高い利用の提供」のために、西大台利用調整地区を設定し、利用との調整を図る等、「人と自然との新たな関係」の構築を目指す取組を進めているところです（78ページ）。</p> <p>なお、大台ヶ原自然再生事業ではモニタリングによる順応的な取組に加え多様な主体の参画により、必要とされる学術的な調査も引き続き行っていくことを考えています。</p>
25 目指すべき大台ヶ原の姿(長期目標)	について	<p>目標は定量的でないと評価はいかようにでもできる。第2期の長期目標（71ページ）となつている昭和30年代と時点は定量的だが、評価段階で評価可能な定量化には難しい。代表的指標を定めて計測可能な定量化の目標値が必要である。</p> <p>温暖化が急速に進み、大台の寒冷地植生が環境変化で消滅していく流れが予想される中で、昭和30年代の植生に戻し、自然状態で定着できることなか大変疑問である。温暖化との関係をよく吟味し、長期目標を定めるべきである。</p> <p>上記2点を踏まえて長期目標を修正すべき。</p> <p>森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により後継樹が健全に生育していた昭和30年代前半までの状況をひとつの目安として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに利用との両立を図ることを掲げ（71ページ）進めることとしているが、この目標に対し、定量的な目標値を現時点で設定することは困難です。</p> <p>なお、温暖化等の関係については森林全体に影響を与える可能性が考えられますので「学識経験者、関係行政機関、地域関係者等からなる「大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会」の意見を行ならるべき」（81ページ）、「モニタリングによる科学的検証を行ながら順応的に」対応していくべき（70ページ）。</p>

該当箇所	意見要旨	対応方針	
		長期目標について	短期目標について
26	長い歴史の中で、ミヤコザサやスズタケがある50年周期で一斉に枯死し、ササ類が回復する繰り返してきた。森林の再生は数百年から數千年オーダーで考えるべきで、本計画では短いのではないか。	御指摘につきましては、「森林生態系の再生には長い年月を要するごとに留意し、長期的な視点のもとに一つ一つ段階を踏みながら、取組を進め、大台ヶ原においては100年単位の視点のもと、具体的な方針・目標を設定し取組を進める」こと、「取組による効果についてはモニタリングによる科学的検証を行い必要な検証を加えつつ順応的に進める」ことを記載しております(70ページ)。	御指摘につきましては、「森林生態系の再生には長い年月を要するごとに留意し、長期的な視点のもとに一つ一つ段階を踏みながら、取組を進め、大台ヶ原においては100年単位の視点のもと、具体的な方針・目標を設定し取組を進める」こと、「取組による効果についてはモニタリングによる科学的検証を行い必要な検証を加えつつ順応的に進める」ことを記載しております(70ページ)。
27	トウヒ林が台風で倒れササ草地になつたからと書いて、なぜその場所に播種をしてまで再びトウヒ林に戻さねばならないのか。	大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)では、「大台ヶ原の現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により後継樹が健全に生育していた昭和30年代前半までの状況をひとつ目の目標として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに利用との両立を図る」(71ページ)ことを長期目標としており、植生としては例えばトウヒ・ウラジロモミ・オダイヤメイゲツ等を含む針葉林等の回復を目指すこととしています。	大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)では、「大台ヶ原の現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により後継樹が健全に生育していた昭和30年代前半までの状況をひとつ目の目標として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに利用との両立を図る」(71ページ)ことを長期目標としており、植生としては例えばトウヒ・ウラジロモミ・オダイヤメイゲツ等を含む針葉林等の回復を目指すこととしています。
28	実証実験(40ページ)で行われている「トウヒの播種」等は人工林の生育そのものであるが、「森林生態系への遷移に誘導する」(75ページ)では、確かな科学的展望はあるのか、また、現在行われている「表層土除去」「地搔き」「ササ刈り」等の人工的処理をどの段階で打ち切り、「天然更新」にゆだねるのか。	「森林生態系への遷移に誘導する」(75ページ)ための手法については、今後具体的な対象箇所を抽出し、必要な調査実験を行っていきたいと考えています。また、地表処理については、「実施後4年しか経過していないこと、小動物による種子の持ち去り等の要因が実生の定着・成長に与える影響が明らかとなつないこと等から、現時点では地表処理の有効性を比較評価するまでは至っていない」状況です(41ページ)ので、引き続き調査を進め、その成果に応じた本格的な取組を行います。	実証実験(40ページ)で行われている「トウヒの播種」等は人工林の生育そのものであるが、「森林生態系への遷移に誘導する」(75ページ)では、確かな科学的展望はあるのか、また、現在行われている「表層土除去」「地搔き」「ササ刈り」等の人工的処理をどの段階で打ち切り、「天然更新」にゆだねるのか。

該当箇所	意見要旨	対応方針
29 科学的知見に基づく順応的管理について	基本的な考え方で「科学的知見に基づいた順応的管理」と明記している以上、科学的評価が必要不可欠である。	自然再生の推進に当たっては、得られた科学的な知見や情報をもとに、その効果について科学的な検証を行い、必要な修正を加えつつ順応的に進めることとし、学識経験者、関係行政機関、地域関係者等からなる「大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会」の意見を聞いて実施します(81ページ)。
30 計画の実施体制について	日本生態学会生態系管理専門委員会が2005年に策定した「自然再生事業指針」に基づき、第3者の評価を行うべきである。また、科学的知見に基づく正しい判断を利用者に伝える説明責任を果たすべきである。	御指摘の「自然再生事業指針」では「事業の透明性を確保し、第3者による評価を行う」とあり、本計画に基づく取組についても、環境省が学識経験者、関係行政機関、地域関係者等からなる「大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会」の意見を聞いて実施しております。「大台ヶ原自然再生推進計画委員会」の意見を聞いて実施します。当たっては、関係者や地元自治体等関係機関と十分な調整を行なながら、役割分担、多様な主体の参画等についても検討を進めることとしています(81ページ)。

「大台ヶ原自然再生推進計画（第2期）（案）本文修正案について」

修 正 前	修 正 後
<p>第3章対象地域内の現状と課題</p> <p>1. 森林生態系保全再生に係る現状と課題 (4) 森林生態系保全再生に係る課題 48ページ： (略)。</p> <p>2. ニホンジカ個体群保護管理に係る現状と課題 (1) ニホンジカ個体群の現状 (略)。</p>	<p>第3章対象地域内の現状と課題</p> <p>1. 森林生態系保全再生に係る現状と課題 (4) 森林生態系保全再生に係る課題 48ページ： (略)。</p> <p>また、平成20年度に実施した「緊急対策地区messy調査」 の結果、シオカラ谷の5メッシュ（100mメッシュ）でスマタ ケにシグス病が確認されたことから、引き続きモニタリン グを行う必要がある。</p> <p>2. ニホンジカ個体群保護管理に係る現状と課題 (1) ニホンジカ個体群の現状 (略)。</p>